

第5次鎌倉市まち美化行動計画素案 に対するパブリックコメントの実施について

1 パブリックコメントの趣旨

鎌倉市では、市、市民、事業者、滞在者等が協働し、まちの美化を総合的かつ計画的に推進するため、平成13年（2001年）3月に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（以下「クリーンかまくら条例」という。）を制定し、同年10月に第1次鎌倉市まち美化行動計画を策定して以降、これまで4次にわたり、鎌倉市まち美化行動計画を策定し、鎌倉市のまちの美化活動を推進するため、市民との協働により様々な事業を実施し、成果をあげてきました。

また、平成16年（2004年）12月に、まちの美観及び良好な都市環境を保持することを目的とする鎌倉市落書き防止条例を制定し、3次にわたり、鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画を策定し、市民や関係機関との連携・協働により落書きのない快適な生活環境の保全に努めてきました。

まち美化活動の取組は、道路に捨てられたごみを拾うことや家屋周囲の掃除、落書き消し、不法投棄の防止などが挙げられますが、これらは、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐために重要な取組です。

美しい環境を保つには、多くの人々が地域に愛着や関心を持って行動することが重要です。

この計画は、市、市民、事業者、滞在者等の協働によるまち美化の取組について、その方向性やそれぞれの役割を明らかにして、まち美化活動を推進し、ごみの散乱や落書きのない美しいまちづくりを実現するために策定するものです。

この度、現行計画の取組を引き継ぎつつ、世界的に問題となっている海洋プラスチックごみの削減に寄与するなどSDGs（持続可能な開発目標）にも貢献する、身近で幅広い取組を具体的事業に追加し、第5次鎌倉市まち美化行動計画の策定を考えています。ついては、市民の皆様から広く意見を募集します。

2 第5次鎌倉市まち美化行動計画素案の概要

(1) 計画策定の目的（p1）

市、市民、事業者、滞在者等の協働によるまち美化の取組について、その方向性やそれぞれの役割を明らかにして、まち美化活動を推進し、ごみの散乱や落書きのない美しいまちづくりを実現するために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ（p2）

第5次鎌倉市まち美化行動計画は、鎌倉市落書き防止条例第3条に基づく、「落書きの防止」に必要な施策を含め、クリーンかまくら条例第12条に基づき、まち美化を推進するため、市、市民、事業者、滞在者等が果たすべき役割を定めた行動計画です。

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の将来目標のうち、都市環境を保全・創造するまち（3）生活環境 ②快適な生活環境の保全を推進する個別計画として位置付けています。

(3) SDGsと本行動計画について（p3）

SDGsとは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された、人と地球の未来のために2030年（令和12年）までに達成すべき17の目標です。国際社会で普遍的に適用されるこれらの目標を達成するために企業や自治体が取組を進めています。SDGsの17の目標について、本行動計画と関連性のある目標を念頭に計画を推進します。

(4) 計画期間（p4）

令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までとします。

(5) 前計画（第4次鎌倉市まち美化行動計画及び第3次鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画）の取組成果と課題（p5～p12）

自治会・町内会、市民団体等が地域コミュニティの活性化にも貢献してきました。落書き防止対策も含め、行政と連携し、地域のまち美化活動を継続して行い、一部の団体においては会員の高齢化や後継者の育成など今後の活動が危惧されています。

その他、人口減少や高齢化により空き地や空き家の管理が不十分になり、樹木の繁茂の苦情が寄せられています。前計画の取組に引き続き、まち美化に対する市民ニーズの多様化や海洋プラスチックごみの削減への寄与、路上喫煙防止対策の推進など、新たな社会的課題を包含して対策を推進する必要があります。

(6) 第5次鎌倉市まち美化行動計画の特徴（p13）

ア 落書きの形態は様々なことから、まち美化の一環として、鎌倉市まち美化行動計画と鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画を合わせ、一体的に推進します。

イ これまでの美化活動を継続しつつ、環境意識の高い事業者との協働により、美化活動の重要性を効果的に伝え、さらに来訪者へのごみの持ち帰りをを行うように啓発を繰り返すなど活動を広げていきます。

ウ 海洋プラスチックごみの削減に寄与するため、国や県と連携し海岸の美化活動を推進します。

エ 全市域の道路や公園、広場、屋外の公共の場所を禁煙区域に指定します。

オ 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画にあわせて、SDGsの理念を反映します。

(7)

ア 市の役割

きれいな生活環境をつくる施策を総合的に推進し、広報に努めるとともに、自発的なまち美化活動を支援します。

イ 市民の役割

まち美化における協働の理念を理解し、市が実施する施策に協力し、自ら市内の美化のための活動を行います。

ウ 事業者の役割

まち美化における協働の理念を理解し、市が実施する施策に協力し、まち美化活動に取り組みます。

エ 滞在者の役割

まち美化における協働の理念を理解し、市が実施する施策に協力し、まち美化のために行動します。

(8) まち美化の施策及び目標（p14～p22）

ア アダプト・プログラムの推進

目標：活動団体と連携し、まち美化活動を通して地域活性化を図ります。

イ クリーンアップかまくら市内一斉清掃等の推進

目標：参加者数を維持継続し、市内の美化を推進します。

ウ 路上喫煙防止の推進

目標：鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例を周知し、道路や公園、広場など公共の場所での喫煙を禁止します。

- エ 不法投棄への対策
目標：不法投棄を防止します。
 - オ あき地の適正管理
目標：あき地でのごみの散乱や雑草の著しい繁茂を抑止し、周辺環境を維持します。
 - カ 飲料等回収容器の適正管理
目標：飲料等の自動販売機に回収容器を設置し、ポイ捨てによるペットボトル等の飲料容器の散乱を防止します。
 - キ 落書き対策
目標：落書きされにくい環境づくり、落書きに気づく体制づくり、落書きされたらすぐに消す体制づくり
 - ク 関係団体との連携
目標：まち美化に携わる関係団体と連携し、市内の美化を推進します。
 - ケ その他の美化活動
 - コ その他の広報活動
 - カ その他の支援事項
- (9) 実施体制 (p23)
- ア 実施及び点検
鎌倉市まち美化行動計画に基づき、市、市民、事業者、滞在者が協働し、まち美化活動を推進します。
まち美化推進協議会に実績報告を行い、点検、進捗管理、施策の推進を図ります。
 - イ 進行管理
(ア) 市が実施する事業について、目標を設定します。
(イ) 各事業の実施状況を把握し、その評価を行います。
(ウ) 実施した事業の状況等を広報紙や市ホームページ等で公開します。

カ 電話や窓口での口頭による御意見は正式な意見公募としてお受けできませんが、事情により上記のいずれかの方法で提出できない場合は、ご相談ください。

- (7) 意見の取扱い
- ア 御提出いただいた御意見、御提案は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報を除いて、市ホームページ等で公表します。
 - イ 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載しません。
 - ウ 御意見、氏名、住所、電子メールアドレス等については、鎌倉市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないととも、適切に管理します。
 - エ 御提出いただいた御意見の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名、住所の記載をお願いします。

【事務担当】 鎌倉市環境部環境保全課

電話 0467-61-3443 (ダイヤルイン)

3 パブリックコメントの実施概要

- (1) 件名：第5次鎌倉市まち美化行動計画素案について
- (2) 提出資格：市内在住、在学、在勤の方及び市内に事業所を有する方など
- (3) 意見提出先：鎌倉市環境部環境保全課
- (4) 意見募集期間：令和2年1月28日(火)から令和2年2月26日(水)まで
- (5) 閲覧場所：市ホームページ、本庁舎ロビー、環境保全課窓口、中央図書館、腰越図書館、深沢図書館、玉縄図書館、大船図書館
- (6) 意見提出方法：
 - ア 郵送による提出(消印有効)
 - イ ファクシミリによる提出
 - ウ 電子メールによる提出 アドレス:bika@city.kamakura.kanagawa.jp
※件名には、「第5次鎌倉市まち美化行動計画意見募集」と記載し、添付ファイルは使用せず、電子メール本文にテキスト形式で入力するものとします。
 - エ 持参による提出 鎌倉市環境部環境保全課(市役所本庁舎1階29番窓口)、
※受付時間は、平日8時45分から12時、13時から17時15分まで
 - オ 回収箱に投函 本庁舎ロビー、各図書館に設置している意見回収箱